

手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1. 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付1件につき710円(消費税相当分を含む。)を求人者から

2. 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。

- 1 支払われた賃金の11.0%(消費税相当分を含む。)に相当する額(2に該当する場合は2に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。)
- 2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額
 - ① 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の11.0%(消費税相当分を含む。)に相当する額
 - ② 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の14.8%(消費税相当分を含む。)に相当する額

(注)「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。

したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

事業所名 公益財団法人安芸高田市地域振興事業団

代表者 理事長 藤川 幸典